

「三重県循環型社会形成推進計画」（中間案）に対するご意見と県の考え方

- 1 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月26日まで
- 2 意見数 14件（3者）
- 3 意見の概要と県の考え方 別紙のとおり
- 4 項目別意見数

項目	意見数
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の策定趣旨等	
2 廃棄物・資源循環分野における施策動向	3
3 これまでの取組と残された主な課題	
4 基本理念	1
第2章 取組方向と施策	1
1 取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保	
2 取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進	3
3 取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	2
第3章 計画の目標	
1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標	
2 モニタリング指標	
第4章 計画の進行管理	
1 計画の推進と進捗管理	
全般	4
合計	14

5 対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの	10
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	2
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	
⑤ その他（①～④に該当しないもの。）	

## 6 提出いただいたご意見等の取扱い

- 本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- 類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章 2(1)	「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定」としてありますが、令和12年度までの年毎の削減率の目標などはあるのでしょうか。	③	本計画では各種主な取組の成果によってもたらされる効果を継続的に確認するため、食品ロス量削減率を「モニタリング指標」の1つとして設定しています。 「モニタリング指標」であるため、年度毎の目標は定めていませんが、年度毎の食品ロス量削減率は確認していくこととしています。
2	第1章 2(1)	「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは、50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定」としてあります。なかなか難しい取組みと思いますが、その施策について、食品ロス削減の文言のみで具体的な取組みはあるのでしょうか。	②	国は「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減」を目標としています。 県では、これまで三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大、食品小売業での期限切れや期限間近で廃棄されることによって発生する食品ロスを削減するためのルールポップやポスターの掲示、飲食店における食べ残しにより廃棄されることになる食品ロス削減に向けた啓発用の箸袋の配布など、業種による排出特性に応じた取組を進めてきました。 今後は、第2章2施策2-1に記載のとおり、県内でのフードドライブの展開を図るとともに、学校教育で使用できる啓発教材の作成や、市町・食品関連事業者等と連携した売れ残りや食べ残し削減の取組を進めることとしています。
3	第1章 2(2)	プラスチックのリサイクル促進として障害となるのが、混合プラスチックです。各企業で単一化プラスチックにするには高コストで難しい状況です。その	②	ご意見のとおり、廃棄・再資源化の段階だけをとらえた取組では課題解決は困難と考えております。 そのため、第2章2施策2-1, 2に記

		<p>為、プラスチックのリサイクル率が上がらないと考えます。この課題に対して、今後、具体的な取組みがあるのかご教示ください。</p>		<p>載のとおり、排出段階の効率的な分別・回収から、製品原料への利用までを見据えた、再生プラスチック原料の需要に応じた供給体制や製品への適用可能性の検証などに取り組むこととしています。</p>
4	第1章 4	<p>モダン・サプライサイド・エコノミクスにおいては、生産能力や供給基盤の維持・強化が経済成長および安全保障の基礎条件であるとされている。循環資源の高度利用は、輸入依存度の低減や供給途絶リスクの緩和に資するものであり、こうした観点を基本理念に反映させることで、計画全体の政策的意義がより明確になると考えられる。</p> <p>循環型社会形成の理念について、環境配慮や持続可能性の確保に加え、資源循環が地域の産業基盤の強化および経済安全保障に資するものであることを、基本理念の段階で明示することが望ましい。特に、循環資源を単なる廃棄物対策の対象としてではなく、国際的な資源制約下における安定的な供給能力を補完する重要な経済資源として位置づける視点を明確化すべきである。</p>	②	<p>第1章2に記載のとおり、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。」とされています。</p> <p>県においても国の動向をふまえ第1章4に記載のとおり、基本理念において、「循環経済への移行」を見据えた取組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。</p>
5	第2章	<p>循環型社会形成は、環境政策であると同時に、地域経済のレジリエンスを高める供給サイド政策としての側面を有する。経済的効果を明確にすることで、事業者や金融機関を含む多様な主体の理解と参画が進み、計画の実効性向上につながると考えられる。</p> <p>各施策の効果について、環境負荷低減や意識啓発に加え、供給能力の確保、産業基盤の強化、地域経済の耐久力向上といった経済的効果を明示的に整理するこ</p>	②	

		とが望ましい。		
6	第2章 2	<p>大川やガーシェンクロンの指摘が示すとおり、後発的に産業構造の転換を図る場合、市場メカニズムのみに依拠すると投資が遅れ、社会的に望ましい均衡が実現しにくいことが知られている。</p> <p>循環資源分野は、価格変動や需要の不確実性が大きく、民間単独での投資判断が難しい領域であるため、行政が制度面で補完することにより、結果として民間投資を誘発し、持続的な市場形成につながると考えられる。</p> <p>循環資源の利用促進について、民間事業者の自主的取組や連携の重要性を踏まえつつも、市場形成の初期段階においては、行政による制度的補完が不可欠であることを、より明確に位置づけるべきである。</p> <p>具体的には、公共調達等を通じた初期需要の創出、技術・品質に関する認定制度の整備、初期投資リスクを軽減する支援措置といった行政の関与の在り方を、施策の方向性として明示することが適当である。</p>	②	<p>県ではリサイクル製品の利用を促進し、リサイクル産業の育成を図るため、認定リサイクル制度を運用し、リサイクル製品の品質および安全性を確保するとともに、同製品の利用促進を図っています。</p> <p>また、産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化の研究、技術開発及び産業廃棄物を使った商品開発の経費の一部や、産業廃棄物の発生抑制等に係る設備機器を設置する経費の一部を補助しています。</p> <p>今後も第2章2施策2-2に記載のとおり、動静脈連携を通じた市場価値の創出の促進に向けた取組を進めることとしています。</p>
7	第2章 2	<p>相対的後進性仮説に照らせば、既存設備や制度に過度に拘束されていない地域ほど、最新技術や制度を直接導入することによる「後発優位」を発揮しやすい。</p> <p>三重県は、素材・化学産業の集積を有しており、循環資源の高度利用を通じて全国的にも先進的なモデルを構築する潜在力を有する。計画に戦略的方向性を明示することで、国の政策や民間の研究開発投資との連動が促進されることが考えられる。</p> <p>資源循環の高度化および動静脈連携に</p>	③	<p>本計画では、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進することとし、基本的な取組方向として「資源循環の前提となる安全・安心の確保」、「地域課題の解決に資する循環資源の利用促進」、「持続可能な廃棄物処理体制の確保」の3つに整理しています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

	<p>ついて、既存取組の改善にとどまらず、将来的な標準となり得る次世代型循環システムへの移行を視野に入れた戦略的記述を追加すべきである。</p> <p>具体的には、化学リサイクル等の高度処理技術、蓄電池・レアメタル等の戦略的資源回収、データ連携による資源フローの可視化といった分野への重点化を、施策の方向性として明確に示すことが望ましい。</p> <p>○循環資源の戦略的区分及び重点管理制度の導入</p> <p>化学原料由来資源、蓄電池・レアメタル関連資源、半導体・電子部品関連副産物について、重点循環資源として区分し、回収・再生・利用を重点的に支援する制度の導入</p> <p>→循環資源を「環境対策」から「供給能力政策」へ格上げし、経済安全保障との接続を明確化</p> <p>○循環型社会形成に関する経済効果指標の設定</p> <p>進捗評価にあたり、環境指標に加え、重点循環資源の域内調達比率、循環関連産業の付加価値額、定性的評価を含む資源調達リスク低減効果</p> <p>→計画の経済合理性を可視化するとともに、金融機関・民間投資との対話基盤を形成</p> <p>○公共調達を通じた循環製品の初期需要創出</p> <p>県および県関係機関による公共調達において、一定の品質基準を満たす循環資源・再生材製品について、建設資材・舗装材への再生材活用、公共施設での循環製品優先使用といった価格</p>	
--	--	--

		<p>面以外の評価項目を考慮した調達方式の導入を検討する。</p> <p>→市場形成初期における需要不足を解消するとともに、民間事業者の投資予見可能性向上</p> <p>○循環資源利用に関する認定・保証制度の高度化</p> <p>循環資源および循環製品について、品質・安定供給・環境性能等を評価する認定制度を整備し、調達・金融・取引における信頼性向上を図る。</p> <p>→市場の情報非対称性を緩和するとともに、循環資源価格の不安定性を低減</p>		
8	第2章 2	<p>「業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進」としてはありますが、業界団体に対しての具体的な取組み提案はあるのでしょうか？例えば、モデルケースなどの紹介など。</p>	②	<p>第2章2施策2-2に記載のとおり、生産・流通・小売業者から廃棄物処理業者まで、ライフサイクル全ての段階で製品に関わる事業者との関係を生かし、さらなる資源循環を促進するため、連携した取組を進めることとしています。</p> <p>また、モデルケースなどについては、第2章2施策2-1に記載のとおり、セミナーや勉強会等を通じて発信してまいります。</p>
9	第2章 3	<p>(人口減少社会を見据えた一般廃棄物処理体制の確保)</p> <p>今後、県内のほとんどの市町において人口減少問題に直面することとなり、そのような状況下にあっても、一般廃棄物を適正に処理し資源循環を行う体制を確保していく必要があります。</p> <p>中間案にはごみ処理施設の整備に特化した広域化・集約化に係る取組が記載されているものの、人口減少社会を見据えた収集運搬体制を含む包括的な処理体制の確保に向けた取組についての記載</p>	①	<p>人口減少社会を見据えた収集運搬体制を含む包括的な処理体制の確保に向け、第2章3施策3-1に記載のとおり、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくため、中長期的な視点で安定的かつ効率的なごみ処理体制の在り方について、市町と連携し、長期広域化・集約化計画を策定することとしています。</p> <p>また、ご意見のとおり、市町等に対し、個別具体的に助言をする必要があることから、第2章3施策3-1の記載を次</p>

		<p>はありません。</p> <p>中間案に示す指標達成など循環型社会を形成するため、社会的課題である人口減少問題への対応策について基本的な考え方を示し適宜市町等に対して個別具体的に助言する必要性がありますので、本計画には、例えば「市町には人口減少社会を見据えた一般廃棄物処理体制を確保するための対応方向を示し適宜助言を行う」旨の記載が望ましいと考えます。</p>	<p>のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。</p> <p>また、<u>市町からの要請に応じ、市町のごみ処理の広域化に向けた検討会に参画するなど、技術的な助言を実施して</u>いきます。</p> <p>【修正後】</p> <p>県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。</p> <p>また、<u>中長期における持続可能な適正処理の確保に向け、安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の構築につながる必要な技術的助言を実施して</u>いきます。</p>
10	第2章 3	<p>(災害時の一般廃棄物処理体制の確保)</p> <p>三重県では南海トラフ地震発生により甚大な被害が想定されており、大量の災害廃棄物の他、迅速な処理が求められる避難所でのし尿汲み取りも含めて、県及び市町において災害廃棄物処理の的確な計画を策定するとともに廃棄物処理業者・関係団体との訓練等を通じて災害時の廃棄物処理に係る実効性を高めて</p>	<p>①</p> <p>県では災害廃棄物処理に係る応援協定締結団体や市町等が参加する図上演習や実地訓練を通じて、災害対応能力を有した人材の確保に努めています。</p> <p>なお、ご意見のとおり、市町が実施する図上演習や実地訓練の実施にあたっては、引き続き必要な支援・助言を行っていくことを明確にするため、第2章3施策3-2の記載を次のとおり修正しま</p>

		<p>おく必要があります。</p> <p>特に、発災時に最前線で対応することとなる市町の取組は重要であり、平時から市町において関係業者との体制を構築し定期的に訓練を行うことが求められるところ、中間案では市町における体制構築等を促進する旨の明確な記載がないことから、本計画には、例えば「全ての市町において災害時の廃棄物処理体制を構築し、図上演習や実地訓練を実施するよう促進する」旨の記載が望ましいと考えます。</p>		<p>す。</p> <p>【修正前】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定の支援を行います。</p> <p>【修正後】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定や災害廃棄物処理体制の強化に向けて、必要な協力・支援を行います。</p>
11	全般	<p>本計画（中間案）は、循環型社会の形成を通じて環境負荷の低減を図るとともに、地域課題の解決や産業振興に資することを目的としており、その方向性自体は妥当であると評価できる。</p> <p>一方で、計画全体を通覧すると、循環資源の活用を主として環境政策の文脈で整理しており、産業競争力の強化や供給能力の確保、ひいては経済安全保障への貢献という観点が必要も明確に位置づけられていないように見受けられる。近年の経済政策を巡る議論においては、資源・エネルギー・中間財の供給制約や地政学的リスクの高まりを背景に、供給サイドの強靱化を重視する考え方が主流となりつつある。本計画についても、そうした潮流を踏まえた位置づけの明確化が望まれる。</p>	②	<p>第1章2に記載のとおり、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。」とされています。</p> <p>県においても国の動向をふまえ第1章4に記載のとおり、基本理念において、「循環経済への移行」を見据えた取組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。</p>
12	全般	<p>環境政策としての枠組みを維持しつつ、産業政策および経済安全保障の観点をより明確に織り込む形での修正・補強が望まれる。</p>	②	<p>本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定するものです。</p> <p>第1章4に記載のとおり、基本理念にお</p>

		これにより、本計画は三重県の循環型社会形成にとどまらず、中長期的な産業競争力および地域経済の持続可能性を支える戦略文書として、より高い政策的整合性を有するものとなると考えられる。		いて「循環経済への移行」を見据えた取組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。
13	全般	前期「三重県循環型社会形成推進計画」令和3年度から7年度の5年間のモニタリング指標計画に対する達成率などの一覧結果を公表をした方が望ましいと考えます。	②	前計画の施策毎の主な取組と設定した目標項目ごとの進捗状況、モニタリング指標の状況は第1章3に記載しています。
14	全般	優先順位がはっきりしておらず県民の生活を脅かすリチウムイオン電池問題等問題を最優先とし前面に出し、すべての目標羅列を避けられた方が望ましいと考えられます。また企業に対しての内容としても例年通りで今年はこれを重点的に行う等があれば良いのではとも感じました。	②	ご意見のとおりリチウム蓄電池等に起因する火災事故等への対応といった課題があることは認識しています。 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定するものであることから、県内におけるさまざまな取組を進めていくこととしています。 そのうえで、第2章に記載のとおり、今後の5年間の取組について、3つの取組方向-施策-主な取組に整理したうえで、持続可能な循環型社会の構築を目指して取り組んでいくこととしています。

#### 【対応区分】

- ① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの
- ③ 参考にする：最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの
- ⑤ その他（①～④に該当しないもの。）